

熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について

熊本市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市道路占用料徴収条例（昭和 45 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 11 条の 8 第 1 項」を「第 11 条の 9 第 1 項」に改める。

第 4 条中「道路予定地」を「道路予定区域」に改める。

別表法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による	地下に設けるもの	長さ 1メートルにつき 1 年	5
		検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		16
			道路の構造又は交通		1 本につき 1

		の状況を表示する標 示柱その他の柱類	年	
	その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	820
		地下に設 けるもの		490
	その他のもの			1,600

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号）の施行による道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じた占用料の新設等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。